

# 岐 阜 県 公 報

第 五 百 六 十 四 号  
令 和 七 年 二 月 十 四 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく 知事が定める医療費指数反映係数等	(国民健康保険課)	五三
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五四
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五四
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)	五五
医療機関の指定辞退	(同)	五五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五五
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五六
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	五六
指定納付受託者の指定	(技術検査課)	五六
道路の区域変更	(道路維持課)	五七
岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	五七
公 示		
県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定	(農地整備課)	五八
県営土地改良事業の廃止処理計画の決定	(同)	五八
県営土地改良事業計画の変更の決定	(同)	五九
土地改良事業の工事の完了	(同)	五九

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

令 和 七 年 二 月 十 四 日

## 告 示

岐 阜 県 告 示 第 六 十 一 号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、令和七年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示（令和六年岐阜県告示第五十四号）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令 和 七 年 二 月 十 四 日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 ○・六六七
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇六〇四六八九九三九二七
- 一
  - 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 ○・九九九八二六五〇二六七八
  - 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 ○・七〇
  - 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇四九三一九五〇四九七九九
  - 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 ○・九九九九九九八三六八八
  - 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 ○・

- 七〇
- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・二二四八四四四六二四二〇
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九九五六二四一
- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
V・drug 関おぜ薬局	関市小瀬字河戸前五五七 二	令和 六・二二・一
岡田眼科医院	羽島郡笠松町字東陽町三八番二	令和 六・二二・二
ファーマライズ薬局大垣店	大垣市南頬町四丁目八五 二	同

岐阜県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社スタッフシユウエイ	愛知県東海市名和後西一九番地	アクア本巣訪問看護	本巣市政田一三八 三番地一	令和 六・二二・一
株式会社LIN K	安八郡輪之内町楡俣六二〇番地	りんく訪問看護ステーション	大垣市中川町一丁目六五番地ベル・フネートール一階A号室	令和 七・一・六

岐阜県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かえで調剤薬局小瀬店	関市小瀬字河戸前五五七 二	令和 六・一一・三〇

岡田眼科医院 羽島郡笠松町字東陽町三六番六 令和 六・一二・一  
 なぎさ薬局 大垣市民 大垣市南瀬町四丁目八五番二 同

岐阜県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社フアー	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーションあやめ揖斐	揖斐郡大野町大字黒野七〇六一〇	令和 六・二・三〇
ストナース			早川ビル一F	

岐阜県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
株式会社 L I N K	安八郡輪之内町楡保六二〇	訪問看護	りんく訪問看護ステーション	令和 七・一・六
同		介護予防訪問看護	同	同

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
中 央 薬 局	可児郡御嵩町中切八七一	令 和 六・二・三二

岐阜県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の所在地	指定年月日
大垣市中川町一丁目六番地ベル・フネートル一階A号室	令和 七・一・六
同	同

岐阜県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
サービスの種類

医療法人和光会  
岐阜市東金宝町一丁目一二番地  
訪問看護

同  
同  
介護予防訪問看護  
同  
同

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の所在地  
変更年月日

新 大垣市大井二丁目三八番地三  
旧 大垣市楽田町三丁目六六番地八イ  
目六六番地三  
ツ岡安三〇三  
令和七・一・一

同  
同  
同

氏 名 施設等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年月日  
今井啓之 今 鍼 灸 院 各務原市東山二二二二 令和七・一・一

岐阜県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
-------------------------	----------------	----------------------	--------------------

株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深 町四番二〇号 グラン フロント大阪タワーA	令和七年一月七日	建設業許可・経営 事項審査電子申請 システムの種類手 続における申請手 数料等	令和七年四月一日 から令和八年三月 三十一日まで
--	----------	---	--------------------------------

岐阜県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	川美 濃 線	美濃加茂市三和町川浦字 少洞二六〇五番地先から 同 市同 町同 字 二六二九番一地主まで	前	七・三 九・〇	二四・〇	
			後	七・三 一〇・二	二四・〇	

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
一般 国道	二百五十 六号	加茂郡白川町白山字西ケ 牧二五九三番一地主先から 同 郡同 町同 字同 二五九一番地先まで	前	八・七	九・七	
			後	一六・三 三・六	九・七	

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
一般 国道	二百五十 六号	加茂郡東白川村神土字井 杭洲六八六番二地主先から 同 郡同 村同 字同 六八二番一地主先まで	前	一五・四 二五・六	三六・〇	
			後	一六・二 六九・二	三六・〇	

岐阜県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法

第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

令和四年岐阜県告示第六十五号 岐阜都市計画道路事業 三・五・五十一号 北一色切通線

三 事業施行期間

平成二十四年十月三十日から  
令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

二本木池地区

瑞浪市役所

令和七・二・三・一四から  
同七・三・一七まで

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

切塞下池地区

可児市役所

令和七・二・三・一四から  
同七・三・一七まで

県営土地改良事業の廃止処理計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の廃止処理計画を決定したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該廃止処理計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

長滝地区

郡上市役所

令和七・二・三・一四から  
同七・三・一七まで



令和七年二月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社